

第1回茅ヶ崎市新たな地域コミュニティの取組みに関する
制度設計に向けた意見交換会議 会議概要

- 日 時 平成26年8月6日(水) 午前10時から正午
○会 場 市役所分庁舎5階A会議室
○出席者 青木三郎(浜須賀地区まちのちから協議会会長)
後藤金蔵(湘南地区まちちから協議会会長)
平松民平(松浪地区まちちから協議会副会長)
佐藤次男(小出地区まちちから協議会会長)
細田 勲(茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長)
名和田是彦(法政大学法学部教授、アドバイザー) 【敬称略】

鈴木慎一(理事兼総務部長)、山崎正美(企画部長)
大八木浩一(理事兼財務部長)、夜光広純(理事兼保健福祉部長)
事務局：山田憲、富田雄也、廣瀬友徳(市民自治推進課)

議題及び主な意見等

- 1 開会
 - ・水島副市長より挨拶
 - ・事務局より出席者の紹介
- 2 自己紹介
 - ・出席者より自己紹介
- 3 意見交換会議の目的及びスケジュールの説明
 - ・事務局より意見交換会議の目的及びスケジュールを説明

【主な意見等とそれに対する考え方】

- ◇庁内で組織する調整会議と意見交換会議との関係はどのようになるのか。
→調整会議は庁内への周知と、詳細な庁内調整を行う。
- ◇意見交換会議では、決定事項は行わないのか。
→制度の骨子案を検討していただきたい。
- ◇12地区のすべてがモデル事業に取り組みなくても、制度を実施するのか。
→コミュニティは、住民主体で立ち上げていただくもので、市はその支援を行う。支援をするための制度については、全地区がモデル事業に取り組んでいなくても構築可能である。
- ◇条例制定が主題にはなるが、協議会の活動資金など詳細についても議論可能か。
→そのとおりである。

4 議題

(1) モデル事業に取り組む地区での実施状況等について

- ・事務局よりモデル事業に取り組む地区での実施状況等を説明
- ・出席者より各地区の取り組み概要を説明

【主な意見等とそれに対する考え方】

- ◇協議会の事務局は重要な事項であり、仕組みが必要だが、他市で事務局の手当てを規定している事例は少ない。
- ◇コミュニティセンターの管理運営をどのように位置付けるべきかは、地域の判断になるが、協議会の地域代表性を担保するためには整理が必要である。

(2) 市が想定する制度のイメージについて

- ・事務局より市が想定する制度のイメージを説明

【主な意見等とそれに対する考え方】

- ◇1地区1団体を担保するため、市長の認証・認定の手続きが重要であり、認証するにふさわしい団体はどのようなものか定めていく必要がある。
- ◇協議会を地域の代表とするには、個人でも参画できるような組織でないといけない。
- ◇協議会を他の組織が取って代わることは想定されるのか。
→他市でそのような事例はない。自治会長が集まる部会を作り、そこが企画委員会のような機能を果たし、全体を統括・管理している事例がある。自治会がしっかりしていれば問題ない。
- ◇自治会長が1年程度で交代してしまうことには問題があるかもしれない。
→自治会長が1年で替わってしまう問題と部会での実際の活動の継続性を考えると、自治会長が集まる部会があり、子ども会・老人クラブなどが部会長となる部会が存在し、連携すればよいのではないか。条例上は、「協議会に部会を設けることができる」ことを規定すべき。
- ◇代表性の中身は何なのかというところを考える必要がある。「提案が尊重される」「財政支援を受ける」「地域担当職員が置かれる」の3点が正当化されるような代表性が必要である。
- ◇財政支援については、地域の提案を尊重する形が良い。
- ◇新たな地域コミュニティの位置付けはどのようにするのか。
→任意組織とする。ただし、ある程度の方向性は条例で示したい。
- ◇誰でも参加できること、役員の選任、運営について、民主的・公平・オープンに行われることを仕組みとして担保されることが必要。
- ◇地域がやるべきことと、市がやらなければならないことの棲み分けが必要。

5 今後の進め方について

- ・事務局より次回開催の内容について説明

6 その他

【主な意見等とそれに対する考え方】

- ◇まちぢから協議会が地域のガス抜きになると困る。
 - 職員が地域に参加するため、地域と市が一緒になって課題解決をしていける場になる。
 - ある部会で抱える課題について、関係課の職員が一緒に議論するような取り組みが進むこととなる。
- ◇まちぢから協議会を設立してもらうことで、行政も変わっていかなければならない。
- ◇地区割りについては、12地区を前提としているが、条例にはその地区割りを担保させる規定を入れる必要がある。
- ◇予算のあり方については、条例に細かく規定する必要はないが、要綱等での規定が必要となる。

会議で合意・共有された事項

1 制度の基本的な考え方

- ・茅ヶ崎市自治基本条例の理念に基づき、地域力の向上及び地域による主体的かつ効果的な課題解決を図るための制度とする。

【参考】茅ヶ崎市自治基本条例 (コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 新たな地域コミュニティ（(仮称)まちぢから協議会）をどのように位置付けるか

- ・任意組織とする。ただし、協議会を地域を代表する組織として位置付け、地域で活動する各種団体等と差別化する必要がある。